

## 家族信託って何？

財産の相続や分割を円滑に進めるために、「家族信託」を活用したいというご相談が増えています。信託といえば、信託を引き受けるには信託業法上は免許が必要、つまりは信託銀行や信託会社が手掛けるものでした。平成19年の信託法の改正によって、「利益を得る目的で反復継続」して信託を受託しなければ、受託者に信託業の免許は不要となりました。これにより可能となったのが「家族信託」です。

### <「家族信託」って何？>

信託とは、言葉のとおり、財産を信じて託すことを言います。大切な財産を信頼できる人（又は会社）に預けて目的に従って管理してもらいます。

平成19年の信託法の改正により、家族や親族が財産の預り手（受託者）となるのが可能になり、なるべく費用を抑えた形で、高齢者や障がい者のための財産管理や、円滑な資産承継対策を実現することが出来るようになりました。

このような家族間で行う信託を『家族信託』と呼んでいます。

### <家族信託の具体例>

信託の登場人物は3人。

【委託者】財産を預ける人。

【受託者】財産を預かる人。委託者からの依頼を受けて財産を管理します。財産の所有権は、委託者から受託者に移転し、受託者は財産の賃貸借契約を結んだり、財産を高く売ったり、安く買ったりします。

【受益者】預けた財産から生じる利益を得る人。

### 高齢化対策での信託

Q：私の父は、最近物忘れがひどく、財産の管理が難しいのではないかと不安で、さらに悪くなってしまうと後見人を選任しなければならないのではないかと心配です。事前にできることはないでしょうか。

A：お父様が、財産の処分をすることが出来るうちに、お父様の財産を信託して、受託者がお父様に代わって財産を管理できるようにしておく

いでしょ。さらに信託契約の中で、相続が起こった場合に受益者を誰にするか等も検討しておくことで遺言と同様の効果を得ることができます。

### 事業承継のための信託（受益者連続型信託）

Q：私は再婚しており、私の相続人は先妻との間の子と後妻です。私は賃貸不動産を持っており、毎年1千万円の収入があります。私が死んだ場合は、後妻にこの賃貸不動産を相続させ、苦勞なく生活してもらいたい。更に後妻が亡くなった後は後妻の相続人（後妻の兄弟）ではなく、先妻との間の子供に相続させたいと考えています。このような相続は可能でしょうか。

A：信託を利用すれば、自分の財産を相続した人自身の相続まで指定することが可能になります。信頼できる受託者に賃貸不動産の管理を委託し、「私が亡くなった場合には賃貸不動産から得られる収入は後妻に、後妻が亡くなった場合には先妻との間の子供に」と依頼をしておけば良いのです。信託では、信託を開始してから30年先までの管理形態を指定することが可能です。

### <信託の方法>

信託をする方法は以下の3つです。

信託契約 遺言 信託宣言

の場合は口頭で行うこともできますが、十分ご検討の上、書面で行うことをおすすめします。

### <信託と課税>

実際に活用するにあたっては、税務の検討も大きなテーマとなります。信託された財産の所有権は委託者から受託者に移動しますが、税法上は【受益者】が変更されなければ課税が発生しません。先の例では受益者本人から後妻に、後妻から先妻との間の子供に変更された時点で相続もしくは遺贈があったものとして相続税が課税されます。このため、信託を検討される方には、予め納税額の試算をしておくことをお勧め致します。ご関心のある方は是非弊社までお問い合わせください。

（文責 関内事業部 古賀早規）

